

## 大都市近郊における高齢者とその子女

森岡 清美・笹倉 幸子

## I は し が き

人口統計で高齢人口というときは 60 歳以上の人口をさし、老人福祉法や厚生省の高齢者実態調査では 65 歳以上を対象とし。また老齢福祉年金の支給対象は 70 歳以上であるというように、老齢・高齢者の年齢による規定は、60 歳、65 歳、70 歳と一様ではない。調査や施策の目的によって年齢の下限をあるものはやや低く、他のものはやや高く据え、その間に若干の異同の生ずることは当然といってよい。この点からみて、高齢者の近親関係の特徴をつかもうとした掲出の調査が、70 歳以上の人々に調査対象をしぼったことはまずまず妥当といえよう。なぜなら、世帯主の地位や職業生活からの完全な引退は、今日ではだいたい 70 歳の線で起る、といわれており、また、昭和 39 年簡易生命表によれば、平均寿命男 67.7 歳、女 72.9 歳であって、高齢者に特有な問題の出現は 60 歳台から 70 歳台に移行しつつあるように見えるからである。

では次に、高齢者の近親関係——親は死亡し生存兄妹との往来は間遠になっているので、子女との関係にしばられてくる——に照明をあてようとするのは何故か。この理由を説明しておきたい。いうまでもなく、高齢者という社会的範疇に特有の問題は、(1)老化に伴う疾病・損耗、(2)作業能力の減退による職業生活からの引退もしくは締め出し、(3)退職という社会的経済的地位の変化による収入の著しい減少、(4)上記の生理的社会的経済的条件の変化に規定された心理的孤立、の 4 点がからみあっていることである。そして、(1)に対しては特別養護老人ホームがあり、(3)に対しては福祉年金の制度があって、不十分ながらも国が社会保障政策の一環として高齢者問題を取り上げる構えを示しているといえよう。そこで、高齢者に対する適切な施策を発達させるためにも、これまで高齢者問題がどのように対処されてきたか、対処されたとしても十分にこの問題が解決されたわけではないから、どこにどのような欠陥と限界があったか、などを調査しておくことは、きわめて重要な課題であると思われる。さて、70 歳以上といえは、ほとんど

の者が職業生活から切離されているので、その生活空間は大部分近隣の範囲に狭く限定され、家族内での接触および別居子女との往来が高齢者の最も重要な社会生活のほとんどすべてを構成することになる。したがって、高齢者の生理的経済的的心理的諸問題は、子女とりわけ同居の子孫との接触を通して対処されてきたのであって、高齢者と子女との関係こそ、彼ら特有の問題が集中的に対処されるすぐれて社会的な領域といって差支えない。しかるに、戦後の家族制度の変化によって子女との接触の様式も変貌しつつあり、そこからさまざまな問題も生じている。かくて、高齢者の生理的経済的的心理的満足の契機となる子女との接触に注目し、接触がどのような形でどのようなになされているか、その間にどのような要因が作用しているかに、スポット・ライトをあてたのである。

大都市近郊を調査地点に選んだのは、この調査をその一部とする国際基督教大学社会科学研究所の「首都圏における健康と福祉」(主査 W.H. ニューウェル教授)なるプロジェクトが、三鷹市に対象地域を限定したためである。三鷹市は近郊地の常として地付の農家と来住の非農家をとともに包蔵しており、われわれの調査客体にもこの両者が混入した結果、農家と非農家の間の対比を試みることができ、あわせて家族制度の変化がどのように高齢者の近親関係を変えていくかを予見する手がかりをえたことは、幸いであった。

われわれは農家率が比較的高い(それでも 1 割に満たない)三鷹市西部(深大寺・大沢・野崎・上連雀・井口の五大字)にさらに地区を限定し、三鷹市役所の老齢年金受給権者名簿(1,442 名を登録)によって、上記の地区居住の高齢者 121 人を無作為抽出した。この 121 人に対して昭和 39 年 8 月下旬から 9 月上旬にかけて面接調査を行なった結果、71 件の調査が完了し、50 件という予想外に多数のケースがさまざまな理由で放棄された。理由の第 1 は不在ということで、もともとそのような人は表記の住所にいなかったというもの 8 件、死亡 9 件、転出 8 件、旅行中 6 件、昼間不在 1 件、計 32 件に上った。理由の第 2 は調査不能ということであって、寝たき

り 11 件、難聴 2 件、計 13 件あった。理由の第 3 は拒否であり、5 件を数える。このように、調査を断念せざるをえなかった件数が全体の 4 割を超え、そのうち 9 割までが不可抗力ともいふべき事情に因ることは、名簿の不備もさることながら、けだし高齢者調査の一特色なのであろう。なお、同じ地区内に弘済園という老人ホームがあるが、条件をコントロールするため計画的にサンプルから除いた。また、抽出したケース以外に地区内で調査完了 1 件をえたので、除外するに忍びず、これを加えて合計 72 件が以下で分析の対象となっている。

この報告は、調査に参加した笹倉幸子（大阪家庭裁判所調査官補）が準備した資料に基づいて、森岡が書き下したものである。採るべき知見があるとしたら、それは原分析者の独創に負うものとお考えいただきたい。なお、調査に協力された国際基督教大学学生諸君、なかでも大学院行政研究科の綿田弘子さんに、この機会に心からの感謝を表したい。

## II 高齢者世帯の構成と生計

まず、高齢者がどのような世帯をなしているか、何割くらいまで子女と同居しているか、などを知っておきたい。しかしその前に、調査客体を年齢別・性別・配偶者の有無別にとらえておく必要がある。そこで第 1 表を見ると、4 分の 3 が 70 歳台、残りの 4 分の 1 が 80 歳台

第 1 表 調査客体の年齢別・性別・配偶者の有無別

|     |     | 70-74歳 | 75-79歳 | 80-89歳 | 90歳以上 | 合 計 |
|-----|-----|--------|--------|--------|-------|-----|
| 男   | 有配偶 | 8      | 11     | 1      | 1     | 21  |
|     | 無配偶 | 2      | 2      | 4      | —     | 8   |
| 女   | 有配偶 | 4      | —      | 2      | —     | 6   |
|     | 無配偶 | 14     | 12     | 11     | —     | 37  |
| 合 計 |     | 28     | 25     | 18     | 1     | 72  |

で、80 歳台まで存命するのは 3 人のうち 1 人であることがわかる。性別では男子 4 に対して 6 と女子が格段に多い。70 歳台と 80 歳台に分けると、80 歳台で女子の比率が著しく高まることとともに、女子の長命を裏書きしている。女子の方が長命だから、男子の有配偶率は高く、女子のそれの低いことは当然だが、7 割強と 1 割強の差はあまりにも大きい。おそらく、女子の再婚は男子のそれよりはるかに困難であるという条件が加重されているのであろう。高齢になって配偶者がいないと生活に対する適応度が低くなると予想されるので、老女にヨリ多く適応の問題が起りそうであるが、事実とは逆である。老女は家族の役割構造と愛情構造のなかに安定した位座

をもちやすいのに対し、男子は孤立しがちであることが判明した。したがって、無配偶の男子——その数はさほど多くないが——こそ最も困難な問題をはらんでいるといえるのである。

次に高齢者の世帯に注目してみよう。1 世帯当り員数は 4.99 人と東京市部の平均世帯員数（昭和 35 年で 4.19 人）よりはるかに多く、員数別世帯分布では、6 人、5 人のところと 2 人のところにモードがある。これらのことから、高齢者世帯には夫婦 2 人世帯と子女との同居世帯の 2 形態があり、後者が圧倒的な比重を占めることを推測するのである。しかしこの推測通り、子女との同居世帯が 59 件（82%）を占め、夫婦 2 人世帯は 9 件（12%）で次位になる。詳しくは配偶関係と同居関係によって分類した第 2 表を熟読されたい。

第 2 表によれば、生存子女がなければしょうがないが、あればそれと同居する傾向がきわめて強い。それでも有

第 2 表 高齢者の世帯構成

|      |                    | 男  | 女  | 計  |
|------|--------------------|----|----|----|
| 子女あり | I 有配偶で子女と同居        | 15 | 3  | 18 |
|      | II 無配偶で子女と同居       | 8  | 33 | 41 |
|      | III 有配偶で夫婦のみ       | 5  | 2  | 7  |
|      | IV 無配偶で単独居住        |    | 2  | 2  |
| 子女なし | V 有配偶で夫婦のみ         | 2  |    | 2  |
|      | VI 無配偶で単独居住        |    | 1  | 1  |
|      | VII 無配偶で子女以外の親族と同居 |    | 1  | 1  |
| 計    |                    |    |    | 72 |

配偶の場合には子女とは別居することも少くない。だが、無配偶となればほとんど選択の余地はないように見える。無配偶で単独に居住する件は例外的なケースである。

さて、圧倒的多数を占める子女との同居には、親の側に有配偶（18）、無配偶（41）の別があるほか、同居する子女に既婚（42）、離死別（12）、未婚（5）の区別を立てることができる。同じく子女との同居でも、未婚子女との同居なら核家族形態をとるのに対し、それ以外の子女との同居は直系家族的形態をとっている。ここでは当然後者がとくに問題になる。そこで、後者を「家」の制度に即応すると見られるものから単に直系家族的形態をとるにすぎないと思われるものへの連続的推移の系列で整理して、(A)親から同居子女へ家業の継承があり、親は家業をゆずった子女とその結婚後も同居し続けているもの、(B)家業の継承はないが、親は子女のひとりとその結婚後も同居し続けているもの、(C)子女の結婚によって一時別居したが、そのひとりと後に再び同居するようにな

り現在に至っているもの、の3つに分類してみた。そしてどのような続柄の子女と同居しているのか、A・B・C別に観察すると、第3表のような結果がえられるのである。なお、未婚子女との同居をDとして第3表にそえておいた。したがって、合計は第2表のⅠとⅡの和に等しい。

第3表 同居形態・同居子女別

| 同居者  | 形態 | A  | B  | C  | D | 計  |
|------|----|----|----|----|---|----|
| 長男   | 男  | 14 | 16 | 4  | 2 | 36 |
| 次男   | 三男 |    | 2  | 1  | 2 | 5  |
| 娘    |    |    | 4  | 6  | 1 | 11 |
| 長男の妻 |    | 1  | 4  | 1  |   | 6  |
| 長男の子 |    |    | 1  |    |   | 1  |
| 計    |    | 15 | 27 | 12 | 5 | 59 |

まずAは、その全部が地元民、大部分が農家で、同居子女はすべて長男である（長男死亡の場合にはその嫁）のは、特徴的といえよう。Bでも、長男との同居は最も多い。長男の死亡による嫁、孫との同居を合算し、さらに息子がいないために娘と同居している3件をこれに加えるなら、長男ないし長男に準ずるものとの同居は9割近くに達する。これは同居子以外に子のないのが4割弱にのぼることだけでは説明できない。家業の継承はなくとも、長男相続の観念が作用したことを知りえよう。Cでは娘との同居が多いけれども、何れも息子がいないのである。そうすると、子の世帯と合流するさいにも、長男もしくはこれに準ずる子女を選ぶ傾向が窺われるわけである。ただ、家業の継承があった場合と、それはないが家系継承者たるべき子女が結婚後も親と生活をともにした場合と、始めから生活をともにしたわけではなく、後になって1世帯に合流した場合とでは、家観念の保持に自ら大きい差等が存することは認めなければならない。

それでは、これら高齢者の生活費はどのように調達されているのであろうか。子孫と同居しているかどうかによって大差があると予想されるので、子女の有無、同居の有無別に第4表を作製した。子女と同居している場合には8割強が同居子女に依存している。そして残りの2割弱が自分の収入で生活をたてているけれども、高齢者自身の収入が真にそれだけの大きさをもつことは稀であるといってよい。高齢者に面接したため彼らの収入が誇大に報告されている傾向があるのであって、実際は同居の子女によって扶養され、それを自分の収入によって補っているのが多いといえよう。子あるも同居していない場合には、自分の収入への依存が当然のこととして強く

第4表 高齢者の生活費の源泉

|       | 補助的収入<br>主たる収入          | 自分の収入         | 同居の親族   | 子女の送金 | 計                 |
|-------|-------------------------|---------------|---------|-------|-------------------|
| 子同居と  | 自分の収入<br>同居の親族<br>子女の送金 | 5*<br>37<br>1 | 3<br>11 | 2     | 8<br>50<br>1 } 59 |
| 子同居せず | 自分の収入<br>同居の親族<br>子女の送金 | 4<br>4        |         | 1     | 4<br>5 } 9        |
| 子女なし  | 自分の収入<br>同居の親族<br>子女の送金 | 3             | 1       |       | 3<br>1 } 4        |
| 計     |                         | 54            | 15      | 3     | 72                |

\* うち2件は、働いているのは息子であるが、老人の名義で収入がある。

なっているが、また別居子女からの送金もここではまとまった金額となり、これに依存する者が過半を占めることは注目すべきであろう。つまり、収入があるので同居による扶養を受ける必要のない者と、同居の代りに送金によって子女の扶養を受けている者とが、このグループには混在するのである。子女のない者は、弟のもとに身を寄せている1例を除き、自分の収入で生きている。

自分の収入を主たる収入源として生きているのが合計15件ある。その内訳は農業など自営業所得が6件、家賃アパート収入を中心とする財産所得が4件、生活保護・戦後遺族扶助料など公的扶助が3件、恩給が2件となり、給料所得は1件もない。収入月額は1万円未満から3万円台に分布し、家賃収入の5万円は例外的に多額である。もって自己の収入によって生活している高齢者の収入の規模を知ることができよう。

同居の親族や子女の送金に依存する者も、その8割が補助的収入として自己の収入をもっていることは、看過できないように思われるが、その大部分が老齢福祉年金であって、ほかに少数の財産所得や自営業所得のある者があるにすぎない。したがって、補助的収入といってもほんの申訳程度である。それだけ同居の親族や子女の送金に依存するところが大きいといわなければならない。要するに、自己の収入で生きる者ないし生きなければならぬ高齢者もいるが、それは多くも2割弱であって、大部分は同居の子女の扶養をうけ、残りの少数は子女の送金によって暮らしている、ということになる。

### III 同居子女との関係

子をもつ高齢者の9割近くが子女と同居し、そのまた9割近くが子女の扶養によって生活を営んでいることが

前節で判明した。高齢者自身の収入の乏しさから起りうべき問題は、同居子女の扶養によって対処されているわけである。高齢者に病臥中のものもかなりおり、これらに対して面接調査をすることは断念せざるをえなかったのであるが、たまたま調査時に面接に応じた人々にも身体に故障を生ずることはしばしばあることだろう。そのような時に同居の子孫は老人の身体的必要に対処しているはずである。どの位よく対処されているかは調査していないが、これは思うに家計の豊かさの程度よりは、高齢者の心理的ニードがどのように対処されているかによって類推することができるのではあるまいか。そこで、この節では、同居子女あるいは子孫との心理的な関係に焦点を置いて考察してみよう。ただし、核家族的世帯をなす未婚子女との同居を除いて、同居子女が既婚もしくは離死別の場合を考察の対象とする。

考察の手がかりとして、高齢者に対する質問のうち、相談をうけるかどうか、家庭の団欒に入るかどうか、への返答を用いることにし、前者は、めったにうけない、ときどきうける、よくうける、の3つに、後者は、あまり入らない、よく入る、の2つに返答を分類した。そして、A・B・Cの同居形態別にみると、第5表および第6表のような結果がえられるのである。

第5表 同居形態別相談の有無

|   | めったに<br>うけない | ときどき<br>うける | よくうける | 計         |
|---|--------------|-------------|-------|-----------|
| A | 60.0         | 20.0        | 20.0  | 100.0(15) |
| B | 40.7         | 33.3        | 26.0  | 100.0(27) |
| C | 58.3         | 33.3        | 8.4   | 100.0(12) |
| 計 | 50.0         | 29.6        | 20.4  | 100.0(54) |

第6表 同居形態別団欒への参加度

|   | あまり入らない | よく入る | 計         |
|---|---------|------|-----------|
| A | 53.3    | 46.7 | 100.0(15) |
| B | 44.4    | 55.6 | 100.0(27) |
| C | 16.7    | 83.3 | 100.0(12) |
| 計 | 40.7    | 59.3 | 100.0(54) |

全体として10人のうち2人がよく相談を受け、3人が時々受け、5人がめったに受けない。とくに指定した相談の内容はふだんの生活についてと孫の進学・職業選択・結婚についてであるから、高齢者の意見が求められてよい領域であるが、半数がめったに相談を受けないとは、相談という形でのコミュニケーションが予想外に少い。この点を、家業の継承の有無と同居の継続性という2点から設けたA・B・Cの同居形態別にみると、家業

の継承のないBにおいて、平均以上の相談があらわれ、家業を継承したAは平均をやや下廻るがこれにつぎ、中途から同居に移ったCはAに雁行することが判明する。なぜこのような順序に相談の頻度が落ちるのは、第6表を吟味した上でまとめて考察したい。

団欒というのは、隔意のないコミュニケーションを介してなされるきわめて好意的な心理過程であるから、子女と同居する高齢者のうち5人に2人があまり団欒に入らないと答えていることは、彼らの心理的なニードが果してよく対処されているかどうか、強い疑いをもたせるものである。同居形態別にみると、Cが最もよく、Bが平均を僅かに下廻り、Aが最も低い。そこで相談を受ける頻度についてみた序列と、大きく食い違ってくるのが注目をひくのである。

団欒参加度が最も高く、相談頻度の低いCからとり上げよう。Cは子の結婚後ある期間の後に親子が同居するに至ったものである。すでにふれたように、長男もしくはこれに準ずる子女と合流する傾向が認められるにせよ、どの子女と同居するか相互の間にある程度選択が働いて、折れあいのよい子と同居したものと考えられる。したがって団欒参加度が高くなって不思議ではない。ところが双方の側で独立に世帯をもった経験があるから、子の方ではいつも親に相談しなければならぬとは思わず、親の方でもそれを期待しないので、人間関係の円滑さにかかわらず、相談を受けることが少くなるのであろう。

家業の継承という重要な絆をもつAは、団欒においても相談においても最も頻度が高いと予想される。しかるに、さきに見たように事実とは逆であって、団欒参加度が最も低く相談頻度も低い。これはどうしてであろうか。まず、Aのすべてをなす地元民はもともと農家である。農家では団欒とか相談とか言語を通じてする意志の疎通がとりわけ未発達であって、この過程が必要最少限の間に局限される傾きがあるので、70歳を超えた高齢者はコミュニケーションのネットワークから外れやすい、といえよう。その外、親と子を結びつける絆の多さと接触の濃密さが、義理ある関係の介在によってさまざまな緊張を蓄積させるということも考えられる。とにかく、この点については「事後解釈」にこと欠かないであろう。

家業の継承はないが始めから引き続き同居しているBは、AとCとの中間である。したがって団欒参加度が中位を示し、このレベルより相談頻度を低下させるCのような理由もなければ、Aのような理由もないので、相談頻度が最高を示すものといえよう。

家庭の団欒への参加は、家庭外の活動が局限されてい

第7表 同居者別団樂への参加度

| 同居者  | あまり入らない | よく入る | 計         |
|------|---------|------|-----------|
| 息子   | 40.5    | 59.5 | 100.0(37) |
| 娘    | 20.0    | 80.0 | 100.0(10) |
| 長男の妻 | 66.7    | 33.3 | 100.0(6)  |
| 長男の子 | 100.0   | 0    | 100.0(1)  |
| 計    | 40.7    | 59.3 | 100.0(54) |

る高齢者にとって、心理的満足と安定を獲得維持する上に、きわめて重要であると考えられる。そこで、同居子女の種類によって参加度がどのように異ってくるかを、第7表で吟味してみよう。長男が死亡したのち、嫁や孫を中心とする家庭では、老人の参加度が低い。これは、ある意味では当然であるのでさておいて、息子と娘を比較してみると、その大部分は長男が長男に準ずべき立場の者で、伝統的家観念からすればともに親の扶養責任者である点では共通しているのに、娘と同居している場合には参加度が格段に高い。つまり、同居者が息子よりも娘の方が高齢者は若い世代の団樂に加わりやすいのである。これは若い世代の妻が多くの場合団樂の中心であるからであろう。Cの団樂参加度が最も高かった1つの理由は、Cにおいて娘との同居率が最大(50%)であることに求められ、他方、Aにおいて最小(0%)であることが、その団樂参加度を低からしめているいま1つの条件であろう。

第8表 団樂への参加度と相談の頻度との関係

| 団樂      | 相談       |         |       | 計     |
|---------|----------|---------|-------|-------|
|         | めったにうけない | ときどきうける | よくうける |       |
| あまり入らない | 68.2     | 22.7    | 9.1   | 100.0 |
|         | 55.6     | 35.7    | 15.4  | 40.7  |
| よく入る    | 37.5     | 28.1    | 34.4  | 100.0 |
|         | 44.4     | 64.3    | 84.6  | 59.3  |
| 計       | 50.0     | 25.9    | 24.1  | 100.0 |
|         | 100.0    | 100.0   | 100.0 | 100.0 |

さて、最後に団樂への参加度と相談の頻度との関係をみておきたい。第8表にあるように、相談をよく受ける人は十中八九団樂にもよく入っているが、相談をめったに受けない人だからといって、団樂にあまり入らないとは限らない。また、団樂にあまり入らない人は大部分めったに相談を受けていないが、団樂によく入る人にもめったに相談を受けない人がかなりいるのである。要するに、団樂参加度と相談の頻度は正の相関を示すが、一般に団樂参加度は相談の頻度よりも高い、ということであ

る。団樂にはかなり入っているが、相談はあまり受けていない、これが高齢者の家庭における実情であって、彼らにふさわしいことであるかもしれない。しかし、よく相談を受け団樂にもよく入っているのが僅かに全体の2割しかなく、半面、めったに相談を受けないのはもちろん、団樂にもあまり参加していない孤立的な高齢者が3割近くもいることは、問題である。これでは、せっかく子女と同居していても、経済的・必要の充足は可能であるにせよ、心理的満足には遠く、身体的な世話も果されているかどうか疑問にならざるをえない。しかし、もし同居子女以外に子がある時、これら異居子女との接触が心理的満足のための一縷の希望となるのではないだろうか。

#### IV 異居子女との接触

接触には、訪問・通信・贈物・送金などがあるが、訪問をおさえるのが最も効果的であることが判明したので、異居子女のいる53件について、ゆききの頻度と子女の居住地を調査した。頻度が高いほど老人の心理的満足は大きいと想定して、何人か子女がいる場合には最も頻度の高いものをとった。ゆききの頻度は、1) 1週1回以上、2) 月1-3回、3) 何年かに1度から年数回まで、4) 全然会わない、の4つに刻み、その子の居住地は、a) 三鷹・武蔵野・調布、b) それ以外の東京都内、c) 都外、の3つに区別した。ただし、4) は予想通り1件もなかった。

さて、異居子女のいる53件を、同居形態別にわたりふれば、A 15件、B 17件、C 8件、D 4件となり、残りの9件は子はあるが同居していないグループ(第2表のⅢとⅣ、これをEと表記する)のものである。第9表によって家族形態別にゆききの頻度を吟味してみよう。

第9表 家族形態別ゆききの頻度  
および、a) に居住するもの

|   | 1)       | 2)       | 3)       | 計         | a)   |
|---|----------|----------|----------|-----------|------|
| A | 73.3     | 20.0     | 6.7      | 100.0(15) | 93.3 |
| B | 11.8     | 23.6     | 64.6     | 100.0(17) | 29.4 |
| C | 25.0     | 37.5     | 37.5     | 100.0(8)  | 62.5 |
| D |          | 75.0     | 25.0     | 100.0(4)  | 25.0 |
| E | 55.6     | 22.2     | 22.2     | 100.0(9)  | 44.4 |
| 計 | 37.7(20) | 28.3(15) | 34.0(18) | 100.0(53) | 54.7 |

異居子女とのゆききの頻度の最も高いのはAの高齢者であって、1)と2)を合して、つまり月1回以上ゆききする者が実に9割を超え、日常的に顔を合わせる者だけでも7割を超える。しかもAの全世帯に異居子女がいるのである。次に高いのはE、すなわち子とは別居して

いる親の場合であって、別居しているが子とのゆききは頻繁である。1月に1回以上ゆききするのが8割近くもあるのであるから、別居していても子の援助をたやすく受けられるのが多いわけである。頻度の最も低いのはBの高齢者で、自宅には結婚後も続いて同居している子はいるが、その他の子がいないもの10、いるもの17で、17件のうち異居子女と1月に1回以上ゆききするのが僅かに35%にすぎないのである。

ゆききの頻度が直ちに親子の親密度を表わすと考えてはならない。ゆききの頻度は親密度によっても規定されるが、より強く居住地間の距離によって規定されると想定しうからである。そこで第9表右欄に注目すると、最も近いa)地区に居住する者の比率が示されている。これによると、Aがゆききの頻度において最高であったのも道理で、9割以上がa)つまり三鷹・武蔵野・調布に1人以上の異居子女をもっているのである。Bはこれとは対照的にa)地区で異居子女をもつ率が小さい。最小であるから、1)も最小であるといえよう。EがCよりもa)地区居住の異居子女率が低いのにゆききの頻度が逆であるのは、Eの子女でa)にいない者もほとんどがb)都内にあり、さらに都内でも西部にいる者が多いためである。このようにゆききの頻度は、かなりの程度まで居住距離の機能だとみてよいようである。なお、念のため異居子女全数について居住地域の分布を見たところ、ゆききの頻度の最も高い子女1人についてえたのと同様の結果が見られたこと、息子と娘に分けると、一般に息子の方が娘よりも親の近くに住んでいること、平均してAには4人、Bには2人、Cには3人、Dには1人、Eには3人の異居子女があり、この人数は接触の総量にかかわってくるので重要な要因であると考えられること、を付言しておこう。

形態別にまとめてみると、Aでは異居子女との接触は一般に頻繁である。息子は自営雇用の別なく近距離に住み、少なくともそのうち1人はa)地区にいる。娘は大部分東京の中野以西に居住しているが、それでも息子に比べると範囲はかなり拡がるので、高齢者にとっては息子との接触が卓越することになる。親は地付きで同居の長男に家業を継承させたくらいだから、当然定着性は高い。こうした親からほど遠からぬ所にその他の子女が平均4人も居住する以上、異居親子間の接触は頻繁にならざるをえない。Aの高齢者は家庭の団欒に加わることが最も少く、その人間関係から疎外されているようであるが、近傍に住む異居子女との間に頻繁な接触を維持することにより、心理的な満足を補っているものといえよう。

次にBでは、一般に異居親子の接触は少い。Aのように農業者ではない上に、同居子女に雇用者が多いために職業による地域移動の可能性がある。その上、異居の息子には職業の必要に基いた地域移動が多く、結婚した娘の居住地はさらに広く分散している。したがってa)地区に居住する異居子女は少く、自ら接触も少くなっている。Bの高齢者は、異居子女とのゆききによって心理的満足を補う可能性が少いわけで、ほとんどもっぱら同居子女との関係において心理的ニードの充足を図らなければならない。これに対応するように、同居子女から相談をうける頻度が最も高く、団欒への参加度もかなりのレベルにある。少くとも、異居子女とのゆききによってようやく心理的満足をかちとりうるAの高齢者に比べると、同居子女との関係が格段に円滑であるという印象を与えられる。同居子女の側も、相談すべき兄妹が近辺に少いので、どうしても老親をより多く相談の対象とするのであろう。

Cでも、職業による地域移動が親子の接触を低からしめているが、Bほどのことはなく、6割がa)地区に異居子女をもち、そして月1回以上のゆききをしている。Cの高齢者は一般に家庭の団欒によく入っているのであるが、さらに比較的頻繁な異居子女との接触をもつことは、彼らの心理的ニードがかなりよく満されているであろうことを推測せしめる。

Dはケースが少いから多くを語りえないが、同居の未婚子女のほかにはやや離れているが1人位の既婚の異居子女がいて、月1-2回程度のゆききのあることが知られよう。子女と同居していないEの高齢者の場合、異居子女とのゆききが一般に頻繁であるが、実は、子女が結婚後親の家に隣接して独立世帯をつくったケース(3)、子女の近くへ親が移転してきたケース(2)、子女の世帯が親とはかなり離れてつくられたケース(4)があり、前2者では接触が頻繁で、後者では少くなるという、2通りの形式が識別されるのである。別世帯ではあるが、事情の許す限り近くに住むことによって接触を密にしようとしているようすを、窺い知ることができよう。

さて、これまでの叙述では、ゆききの頻度は何よりも居住距離の遠近によって規定される、という前提に立ってきたので、この点を実証しておきたい。第10表はゆききの頻度が最も高い子女の居住地区と、異居子女全部の居住地区との両者を、頻度とクロスさせたものである。これによると、近くに居住している子女ほど親と頻繁な接触をもっていることが判明しよう。しかし、居住地区の遠近が独立変数であることまでは、この表から読みとれ

第 10 表 ゆききの頻度と居住地区の遠近

|                    |    | 1)       | 2)       | 3)        | 計          |
|--------------------|----|----------|----------|-----------|------------|
| 最も高い<br>接触頻度<br>子女 | a) | 65.5(19) | 20.7( 6) | 13.8( 4)  | 100.0( 29) |
|                    | b) | 5.3( 1)  | 42.1( 9) | 52.6(10)  | 100.0( 20) |
|                    | c) | 0 ( 0)   | 0 ( 0)   | 100.0( 4) | 100.0( 4)  |
|                    | 計  | 37.7(20) | 28.3(15) | 34.0(18)  | 100.0( 53) |
| 異居<br>子女全数         | a) | 69.8(44) | 23.8(15) | 6.4( 4)   | 100.0( 63) |
|                    | b) | 38.3(23) | 35.0(21) | 26.7(16)  | 100.0( 60) |
|                    | c) | 11.5( 3) | 15.4( 4) | 73.1(19)  | 100.0( 26) |
|                    | 計  | 47.0(70) | 26.8(40) | 26.2(39)  | 100.0(149) |

ない。事実は両者が相互に独立変数であり、従属変数であるのだろう。単に、近い親子は自らゆききも頻繁になるだけではなしに、頻繁なゆききを保持したいという願望が上掲の E でみたように居住地区を近づけるからである。けれども、頻繁な接触を維持するために子女の居住地区を制約したり、一方の側がより近くへ移転してくることは、そうした方向への願望の作用にも拘らず、実際問題としては実現困難な条件が多い。そこで、遠くとも有望な勤務先や結婚相手があれば親許を離れさせなければならず、遠方へ就職したり縁づいたりすればどうしてもゆききは間遠にならざるをえない。かくて、居住地区の遠近が独立変数としてゆききの頻度をきめることが圧倒的となるのである。

それでは、何が親子の居住地区の近さをきめる要因であろうか。まず、三鷹の地付きかどうか、があげられよう。しかし、三鷹の地付きでなくとも、子女が結婚を始める前に三鷹に来住し、今日に至っている者と、子女の結婚が大体終わってから三鷹に来住した者を比較すればよい。親の年齢で表現すれば、40 歳以前に三鷹に住みついた者の子女と、60 歳以後に三鷹に住みついた者の子女とを、居住地区について比較することである。接触頻度の最も高い子女 1 人についてこの比較を試みた第 11 表で明らかなように、40 歳以前から三鷹に住んでいる親の、最もゆききの頻繁な子女は、大部分 a) 地区に住んでいる。これに対して、60 歳以後になって三鷹に住むようになった親の場合には、b) 地区に住む子女が最も

第 11 表 親の三鷹来住時期と子女の居住地区

|    | 40 歳以前   | 60 歳以後    | 計         |
|----|----------|-----------|-----------|
| a) | 66.7(14) | 33.3( 7)  | 100.0(21) |
| b) | 29.4( 5) | 70.6(12)  | 100.0(17) |
| c) | —        | 100.0( 4) | 100.0( 4) |
| 計  | 45.2(19) | 54.8(23)  | 100.0(42) |

40-60 歳三鷹移転は 11 件あり。

多いのである。この対照がそのまま両群におけるゆききの頻度に反映していることはいうまでもない。

家族形態 A はすべて 40 歳以前に三鷹に住みついたグループに属する。そこで、他に比べて子女の居住地区が近接しており、ゆききも自ら頻繁になっているのである。三鷹市のような近郊住宅地に併存する A と非 A とは、子女の結婚独立前に親が三鷹に住みついていただかどうかを媒介として、異居子女の分布パターンを異にし、またゆききの頻度についても異った様相を示すのである。

## V む す び

もし親子関係を 3 期に分けて、親に対する子の全面的依存によって特徴づけられる結婚独立までを前期、親と子が独立しながら扶助しあう中期、子に対する親の圧倒的な依存が特徴的様相となる後期、とするならば、この調査はまさに後期親子関係の研究を志向するものであり、そしてこの後期親子関係において高齢者に特有の困難な問題が対処されているといえる。その端的な形が親子同居であって、三鷹市では子女をもつ高齢者の実に 9 割近くが同居している。そして、同居者の 9 割近くが子女の扶養によって生活していることで知られるように、同居は扶養の実現を容易にする。そればかりか、病気の時の世話も行なわれ易く、若い世代との日常的な接触から心理的なニードも満たされやすいことであろう。

しかし実際にはすべてが十全に果されているわけではないことは、この調査でも明らかである。例えば、子女の扶養に依存している高齢者も、その 8 割は少額ながら自分の収入といえるものをもっている。しかしその大部分が月額 1,100 円の老齢福祉年金であることは注目に値しよう。衣食住の憂がなくとも、その外に自分の収入として自由に使える金が必要なのである。けれども、同居子女がそこまで保障することはむづかしい。そこに異居子女からの送金や社会的な扶助が意味をもってくる。また、医療を含めて病気の時の世話には、同居子女のみの責任に帰するには、あまりにも負担が大きいものもある。例えば、たれ流しの老人の世話などには、もっと社会的な保護が必要であろう。とにかく、医療のような専門的なサービスは社会的に拡大していけるし、またいくことが必要である。

老人の心理的なニードの処理も、老人クラブの活動などを通して集団的に考慮されるようになってきたが、この面は主として家族的な接触を介して対処されてきたし、将来もそうであろう。そこでこの調査は、同居および異居の子女との接触に焦点をすえて、老人の心理的ニード

がどのように対処されているかを考察したのである。老人と子女の関係を知らず、病気の時の世話やさらには物的な扶養の実態にかんする間接的な情報をうることになる。

さて、同居の長男に家業を継承させた高齢者には、相談もめったに受けず、家庭の団欒にもあまり参加しない者が多いが、近傍に異居子女が住んでいて、少なくともその1人とは日常的に顔を合せている。このバランスで彼らの心理的ニードはまず充足されるのであろう。他方、同居子女と家業の継承関係のない高齢者は、非農の来住者のこととして異居子女にして近傍に住む者が少なく、したがってゆききの頻度も高くないが、家庭では団欒によく入るなり、相談をよく受ける者が多く、前者とは逆の形で心理的ニードが一応満されているといえよう。このようにいうことは、異居子女との接触が稀であり、その上家庭では孤立的な高齢者がいない、という意味を含蓄するものではない。少数ながらそのようなケースもある。半面、家庭では団欒とコミュニケーションの流れの中に安定した位座をもち、同時に異居子女とのゆききも密であるケースも見出される。ただ傾向として捉える時、上のように結論することができるのである。

子女とは別居している高齢者の場合には、別居に伴う不便を克服するために子女の世帯と合流した者があり、彼らにかんする観察は家業の継承のない高齢者の叙述の中に含めた。そこで、現在なお別居している者については、事情が許す限り子女の近くに住むことによって、同居に伴う煩わしさを排除しつつ別居の不便を克服しようとする傾向のあることを指摘しておきたい。別居はしているが、子女とは比較的近くに住み、頻繁に接触している者が多いのである。

今、両親とその間の子女からなる集団を nuclear family とよび、この集団に子女の配偶者と子どもを加えた集団

を extended family とよぶことにしよう。extended family は両親を中軸とする nuclear family を中心に、子女それぞれとその配偶者を中軸とする nuclear families の連鎖からなっている。十分に成熟した extended family は、もし子女が2人以上で男女両性を含む時には、必ず2つ以上の世帯に分れる。その時、親を含む世帯をば中核世帯とよんで他の世帯から区別することにしよう。

さて、同居の長男に家業を継承せしめた高齢者の物的扶養は中核世帯において果されるが、心理的満足はむしろ広く extended family によって与えられる。extended family を構成する他の世帯はこの機能を果たすにふさわしく地理的に近接せるものが多い。ところが、同居の子女と家業の継承関係のない高齢者の場合は、物的扶養はもとより心理的満足の多くの部分も、中核世帯にて果される。これは、extended family を構成する他の世帯が地理的に分散する傾向があることと結びついて成り立っている。子女がありながら同居していない高齢者は、心理的満足はもとより物的扶養の相当部分をも中核世帯で自足しえない。そこで extended family への依存が容易なように、子の世帯に近接して居住する傾向が著しい。

高齢者の問題は、まずは高齢者自身のことであり、次に彼らの世帯の問題である。しかし、さらに彼らを中心とする extended family の問題として捉えることは、その生理的経済的心理的問題に総合的に接近する有効なアプローチであろうと思う。少なくとも社会学から老人問題をとりあげる時には、このアプローチは最も生産性の高いものであって、すでに Peter Townsend によって例証された通りである。本稿は「資料」として書かれたため文献の挙示も他の研究成果との対比もことごとく省略しており、また調査の規模も至って小さいが、意図はすこぶる雄大であって、老人研究にかんする筆者の方法論の一端を示したつもりである。(1965・10・17)